

# 補助金等検証シート

No. 26

所属	スポーツ振興課	会計	1 款	8 項	6 目	1 事業	23 体育振興助成費
第5次総合計画施策体系	章	2 節	(4) 部門	③ 部門名	スポーツ・レクリエーション		

## 1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	スポーツクラブ育成事業補助金			
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市体育振興事業補助金交付要綱			
(3) 補助金創設年度	平成3 年度	交付区分	団体(固定)	
(4) 補助金の導入経緯及び目的	<p>本市の体育協会の健全な運営、育成を図るとともに加盟競技団体のスポーツ活動の強化及び活性化を図るための事業に必要な経費の一部を補助し、もって本市のスポーツの普及及び振興を図ることを目的とする。</p> <p>当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ)</p> <p>スポーツ基本法(第三十四条):文部科学省</p>			
(5) 平成25年度予算額	1,120 千円	財源	国・県補助金	千円
			その他特定財源( )	千円
			一般財源	1,120 千円
(6) 平成25年度予算額積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]			
40,000円×28団体(生駒市体育協会加盟競技団体)=1,120,000円				
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等			
	[市単による上乗せがある場合は、その内容]			
	[国、県等の補助金が創設された経緯・目的]			

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)	一般財団法人生駒市体育協会	(9) 団体等の構成人数	約9,000 人
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)	別紙「(一財)生駒市体育協会加盟団体チーム数・登録人数」とおり		

(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○)

項 目	積算根拠又は内容	金 額
市が事務局業務を行っている	人 × 6,600 千円 =	0 千円
場所や備品、消耗品等無償貸与している		千円
有料施設等の減免を行っている		千円
有料施設等の使用料の補助を行っている ○	40,000円×28団体(生駒市体育協会加盟団体)	1,120 千円
その他 ○	体育協会運営事業補助金・国民体育大会等参加補助金(平成24年度:50,000円)	1,550 千円

(12) ((11)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由

加盟競技団体のスポーツ活動の強化及び活性化を図るため各種スポーツ競技大会を開催。その大会運営に必要とされる施設使用料の一部を補助するとともに、本市のスポーツの普及及び振興を図るため、体育協会の運営及び各種スポーツ行事のため要する経費の一部を補助する。また、他市町村のスポーツ競技選手と技を競うスポーツ競技大会に参加するため必要な経費の一部を補助する。

(13) 補助金合計 (5) + (11)	3,790 千円	(14) 補助金合計に占める人件費の割合	0.0 %
-----------------------	----------	----------------------	-------

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応
① 特定の具体的な事業に対する補助である。	○	
補助対象事業・補助対象経費		補助対象事業は、体育協会加盟競技団体(各種目競技団体)育成に要する経費。 補助対象経費は、協会加盟競技団体1団体に付き40,000円。
② 補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。		体育協会加盟競技団体は、構成人数や登録チーム数、また活動場所や活動内容が異なるため、各団体に対して一律補助としている。
補助率又は単価設定根拠		体育協会加盟競技団体1団体に付き40,000円
③ 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。	○	
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(2) 補助期間		
① 補助金の終期(原則として3年)を設定している。		体育協会加盟競技団体(各種目別競技スポーツクラブ)の育成は、育成対象が入れ替わることや、長期的に継続することにより効果が表れるものであることから、終期を設定していない。
(終期を設定している場合) 終了年月日		
(3) 実績報告等		
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	交付先である体育協会から一括の実績報告は提出されているが、各加盟競技団体分までの実績報告の提出は求めている。なお、体育協会は各競技団体分から実績報告を受けているため、必要に応じて提出を求めることは可能である。
② 領収書及び契約書の写し等を添付させている。		交付先である体育協会は、各加盟競技団体から受領書を受け取っているが、受領書の写し等は添付されていない。
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。		1件当たり100万円以上の経費がない。
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。	○	
② 交付先団体等において適正な監査機能を有している。	○	
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。	○	

### 3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	A	つながっている
〔上記のように評価した理由〕 体育協会加盟競技団体は、28競技団体約9,000人の会員で構成されているため、スポーツ活動を通して広く市民の利益の増進につながっていると考えられる。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A	適合している
〔上記のように評価した理由〕 体育協会加盟競技団体は、競技スポーツ中心の団体運営から、現在は生涯スポーツ社会を目指すための運営も要求されていることから、市の今後のスポーツ推進を考える上で市民ニーズと適合している。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A	合致している
〔上記のように評価した理由〕 生駒市民憲章、並びに、生駒市スポーツ振興基本計画を推進していく上で、体育協会や協会加盟競技団体は欠かすことのできない存在であるため、市の政策方針に合致している。		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。	A	大いにある
〔上記のように評価した理由〕 生駒市スポーツ振興基本計画は市が策定した計画であり、体育協会や協会加盟競技団体、その他スポーツ関係団体とともに計画を推進していくことが望ましいため、市が関与することは当然である。		
② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	B	ない
〔上記のように評価した理由〕 体育協会加盟競技団体は、構成人数や登録チーム数、また活動場所や活動内容が異なるため、現在の補助金交付が最も望ましいと考えられる。		
③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	A	達成されていない
〔上記のように評価した理由〕 昨今は競技スポーツ以外にも、生涯スポーツ社会の実現が進んでいるが、スポーツをする人とならない人の二極化されているのも現状である。そのため当初の補助目的も変わりつつあり、現在ではより身近にスポーツに親しめる環境の整備が必要とされている。		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A	認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A	期待できる
〔上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。) スポーツクラブ育成事業補助金については、体育協会各加盟競技団体の運営に対する一部補助であり、平均すると会員1人当たり約125円の補助であることから、補助額以上の大きな効果が認められている。		
(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)		
① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	B	一部不明確な部分がある
② 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである
(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？		
有	判断理由	体育協会加盟競技団体(特に競技人口の少ない団体)の活動の縮小など、団体運営に影響がでるため、市スポーツ施策の停滞や後退など事業の目的を達成できない。

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

有	見直し時期	平成22年度
	見直しの契機	その他
	見直し内容	[総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。] 体育協会加盟競技団体に変更が生じたことから、各加盟競技団体の現状を把握し、補助金額及び補助内容について検討を行った。
	(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由	

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

--	--

(8)今後の方向性は？

①	継続	判断理由	スポーツに対する市民ニーズが時代とともに変化しているため、補助目的も変わってきている。また、補助対象である育成対象者が入れ替わることもあり、継続することが望ましい。
		②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	

#### 4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	1,120 千円	1,120 千円	1,080 千円	1,080 千円	1,080 千円
うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	1,120 千円	1,120 千円	1,080 千円	1,080 千円	1,080 千円
交付件数実績	1	1	1	1	1
当該年度交付対象数	1	1	1	1	1
補助金交付・管理事務の人員費	66 千円				
職員従事者数(人・年)	0.01				

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	7,365 千円	5,422 千円	5,399 千円	13,340 千円	13,410 千円
歳入決算総額	7,375 千円	5,424 千円	5,404 千円	13,349 千円	13,454 千円
うち前年度繰越金	9 千円	2 千円	5 千円	9 千円	43 千円
積立金(H24年度末現在高)	40 千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況

無	有の場合出資額	千円
---	---------	----

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	1,775 千円	団体育成費として、1団体に付き45,000円の助成(39競技団体)
大和郡山市	2,430 千円	助成金として全体額の内約120万円を24競技団体へ助成 ※事業等への貢献度などから金額を算出 ※一部、大会等の運営費を含む
天理市	960 千円	助成金として28競技団体(1団体休止)へ助成 ※その他として委託料であるが、県体派遣85万、県体強化委託28万、市民体委託520円を支出
橿原市	7,300 千円	助成金として32競技団体へ、各競技団体の会員数(全5,400人)の按分により助成 ※一部、大会等の運営費を含む
香芝市	1,270 千円	活動助成金として体協内のスポーツ少年団へ1団体に付き70,000円の助成(8団体)※団体への直接助成金は56万円(体協加盟団体には、指定管理料から助成しているため、左記の金額には含まれてない)

## 生駒市体育振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市の体育及びスポーツの振興を図るため、スポーツ振興事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、体育振興に必要な次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、それぞれの補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額は市長が別に定める。

- (1) 地区別体力づくり活動事業
- (2) 体育協会運営・育成事業
- (3) スポーツ競技大会派遣事業
- (4) スポーツ指導者養成事業

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、生駒市体育振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、生駒市体育振興事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告等)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、速やかに生駒市補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書及び契約書の写し
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の確定)

第6条 市長は、前条の規定による実績報告があつたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、生駒市体育振興事業補助金確定通知書(様式第4号)により当該実績報告を行った者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第7条 前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに請求書により市長に請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号の体育協会運営・育成事業及びスポーツ競技大会派遣事業に係る補助金の決定の通知を受けた者は、当該事業の完了前に補助金の請求をすることができる。

(指示、監督及び検査)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要な指示をし、若しくは監督を行い、又は書類等の検査を行うことができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は生駒市補助金等交付規則に違反したとき。

(2) 実施事業を変更し、又は中止し、若しくは廃止したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。